

## 東部地域食育推進連絡協議会設置要綱

### (設置)

第1条 東部保健所管内における食育関係機関の連携・協力体制を整備し、市町村と連携した地域における食育の推進、活性化を図ることを目的として、東部地域食育推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 連絡協議会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市町村食育推進計画策定及び推進に関すること。
- (2) 地域の実情に即した食育推進の検討に関すること。
- (3) 関係機関の相互協力に関すること。
- (4) 食育に関する情報の収集及び共有に関すること。
- (5) その他地域における食育の推進に関すること。

### (構成)

第3条 連絡協議会は、会長と委員で構成する。

- 2 会長は、保健所長をもって充てる。
- 3 委員は別表のとおりとする。

### (連絡協議会)

第4条 連絡協議会は会長が必要に応じて招集し、連絡協議会を主宰する。

- 2 会長は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求めることができる。

### (ワーキンググループ)

第5条 連絡協議会に、食育に関する情報の共有化を図り、具体的対策を検討するため、ワーキンググループを置く。

### (事務)

第6条 連絡協議会の事務は、東部保健所地域保健課食育栄養指導班（地域食育総合窓口）において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱の定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年7月15日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年9月30日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別 表

東部地域食育推進連絡協議会			
会 長	東部保健所長		
委 員	東部振興局	地域創生部長 農山漁村振興部長 生産流通部長	
	別府教育事務所	指導課長	
	東部保健所	衛生課長 地域保健課長	
"	国東保健部	部長兼地域保健課長 健康安全・衛生課長	
	別府市	健康推進課長	
	杵築市	健康長寿あんしん課長	
	日出町	健康増進課長	
	国東市	<u>市民健康課長</u>	
	姫島村	健康推進課長	
事務局	東部保健所	地域保健課食育栄養指導班 (地域食育総合窓口)	管理栄養士